

## 近代朝鮮における儒教的養子制度の展開

田中，美彩都

<https://hdl.handle.net/2324/4474902>

---

出版情報：九州大学，2020，博士（文学），課程博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

## 題目：近代朝鮮における儒教的養子制度の展開

現代韓国社会で「伝統」とみなされる儒教的家族制度は、しばしばその淵源が朝鮮後期に求められ、朝鮮時代史や法学分野を中心とする先行研究もそうした見方を強調してきた。しかし政治機構の変革や植民地支配など近代の諸変化を考慮すれば、前近代と現代の儒教的家族制度のありようを相互に短絡することはできない。そこで本論文は儒教的祭祀の継承のために姓と本貫が同じ父系同族から養子を迎える朝鮮の儒教的養子制度を素材として、従来等閑視されてきた近代における状況を論じ、前近代から現代までの史的変遷を提示することを目指した。

序章「儒教的養子制度史研究の現状と本論文の課題」では研究史を整理し、これまで等閑視されてきた植民地化以前の近代初期、甲午改革期（1894–1896）から大韓帝国期（1897–1910）にかけての状況を分析対象とすること、日本による同化政策として把握されてきた植民地期（1910–1945）の家族法改正を養子法制の変革として捉え直すことを課題として設定した。

第1章「甲午改革期から大韓帝国期における養子行政・法制の変容」では、植民地化以前の「近代化」による養子行政・法制の変化を検討した。朝鮮時代には儒教の礼思想に基づき、養子縁組は天倫に関わるゆえ天命をうけた王の認可を前提とするという原則が謳われ、その認可手続は礼関係の業務を担当する礼曹が掌った。礼曹は甲午改革により廃止されたが、しかしその後も王室の家内事務を担う新設官衙（掌礼院）が養子認可事務を継承していた。ただその職制上の明文規定は時期により添加・削除を繰り返したうえ、新たに制定された刑法や戸籍法での関連規定とは齟齬をきたしていた。かかる混乱は「近代化」のさなかで養子行政・法制がなお従来の儒教秩序に依拠しつつも、急激な機構改編により関連諸規定が相互に矛盾を抱えたまま実施されるほかなかったことを示す。

第2章「甲午改革期から大韓帝国期における養子制度の運用実態」では、植民地化以前の朝鮮の養子制度運用の実態を養子関連の新聞広告・記事の分析により明らかにし、非儒教的な養子慣行を含む社会の実態を捉えた。朝鮮の人々は、祭祀継承者をめぐる家門内の争いに対し、掌礼院への申告、地方官裁判など従来型の手段をとりつつも、これに新聞広告の掲載や新式裁判など近代になって新たに登場した手단을接合・融合させて解決を図っていた。

第3章「植民地化前後の養子離縁「慣習」の形成」では、植民地化前に朝鮮の保護統治を担当した日本の統監府による調査記録を通じて、植民地権力が後に家族法運用上の法源とした朝鮮の養子「慣習」を定義する過程を検討した。統監府は調査を通じて多様な養

子慣行を把握したが、報告書を編纂する過程で「近代法」の論理にみあう情報を「慣習」に採用した。「慣習」には被調査者たる士大夫層の儒教的価値観が一部反映されたが、王による認可制度などは排除された。

第4章「植民地化前後の儒教的養子制度をめぐる状況変化」では、朝鮮王室外戚の要人である閔泳翊とその養子の間が生じた植民地期の訴訟を題材に、植民地化前後の状況変化を考察した。原・被告は共に養子縁組の当否について植民地化以前における王の承認の有無を問題にしたが、裁判所はその議論にとりあわず明治民法の規定に則って判決を下した。1910年代の朝鮮社会はなおも養子縁組は王の認可により成立するという認識を共有していたが、最終的に本問題は植民地権力由来の司法により解決され、王による認可制度は名実ともに「断絶」した。

第5章「植民地期朝鮮における婿養子・異姓養子制度の認容と朝鮮社会への影響」では、朝鮮総督府が朝鮮の儒教的養子制度を否定して異姓養子を認めた法改正の経緯と意義を検討した。1920年代、総督府は当初、儒教思想に基づく「異姓不養」を法源としての「慣習」と認めたが、朝鮮社会では儒教的家族制度への批判も生じていた。ところが1939年、総督府が女権拡大要求や同化政策を背景として異姓養子を合法化すると、却って社会に儒教的家族制度を「朝鮮の伝統」とみなす認識が形成された。かかる認識が解放後の養子法制にも影響を与えたと考えられる。

終章「近代朝鮮における儒教的養子制度の展開と「伝統」の創出」では、本論の内容を前近代と現代との接合という観点から以下のように総括した。先行研究は植民地化以前の養子制度を朝鮮時代のそれと同一視し、植民地期における変容を強調してきたが、本論文は甲午改革期と朝鮮時代の法制の性格の差異や、植民地期以前・以後の社会の実態における連続性を明らかにした。また「異姓不養」原則が総督府による改変を契機に却って「伝統」化した一方で、植民地期初頭に「断絶」した王の承認を前提とする養子制度は「伝統」の範疇から除外されたことを指摘した。既往の朝鮮時代史研究では養子制度における王権の意義を等閑視してきたが、これは近代に形成された「伝統」認識がその後の学界にも影響を及ぼした結果と考えられる。

今後は儒教的養子制度の範囲にとどまらず、非儒教的な養子慣行まで射程を広げ、より全般的な状況を解明することが課題となる。